

(案)

新しい物流システムに対応した高速道路インフラの活用に関する検討会 規約

平成30年12月21日

(名称)

第1条 この検討会は、新しい物流システムに対応した高速道路インフラの活用に関する検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

第2条 検討会は、高速道路のトラック隊列走行の実現に向け、安全な走行空間の確保、トラックの休憩スペースや連結解除拠点などのインフラ面での事業環境整備について、幅広い専門的見地から検討し、新しい物流システムに対応した高速道路インフラの活用の方向性について助言を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第4条 検討会に座長を各1名置く。

- 2 座長は、事務局の推薦により構成員の確認によってこれを定める。
- 3 座長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省道路局高速道路課、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行う。

(関係者からの意見聴取)

第6条 座長が必要と認めるときは、関係者からその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第7条 検討会については原則として公開とする。

(守秘義務)

第8条 検討会構成員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

以上